

44 文部大臣の主管に属する法人の設立及び監督に関する規程
 第五条の基本財産の処分監督方に付各地方庁へ通牒

〔昭和十一年十二月〕

(注記1) 發文一四九号
 定決裁 12月22日 文書課長 (有原) 送 12月23日 起案者 (内田)

昭和十一年十二月二日起案

(注記3)

次官 (河原) 文書課長 (河原) 学芸課長 (石丸) 庶務課長 (有光) 理事官 (岡田) (清水) (美作) (高橋) (小島) (岩見)

大臣了 専門学務局長 (伊東) 学務課長 (山崎) 一部 (山井) (佐藤) (福佐) (柳橋) 庶務課長 (堀池) 学務課長 (堀池) 二部 (伊藤) (黒) (小林) (田中)

(注記4) 普通学務局長 (堀池) 学務課長 (堀池) 二部 (伊藤) (黒) (小林) (田中)

実業学務局長 (藤野) 社会教育局長 (山川) 庶務課長 (松尾) (宮坂) (橋) (小林) (藤田) (曹戸) 青年教育課長 (朝比奈) (岡村) (岩倉)

(注記5) 年月日 各地方長官宛 文部次官

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程
 第五条ノ基本財産指定ニ関スル件

(加筆) 〔一〕標記ニ関シテハ十二月一日文部省告示第三百六十号ヲ以テ
 指定告示相成タル処、右基本財産ノ処分ニ付テハ爾今同条所定

(下 札)

ノ手續ニ依ラシムル様十分御監督相成度右通牒ス

追而右告示中校地校舍ノ処分ニ付テハ左ノ事項ニ御留意相成度

一、他ノ法令ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受クヘキ事項ニ付テハ本規程第五条ノ承認ハ認可中ニ併セテ詮議セラルヘキニ付特ニ之ヲ要セス

二、学校法令ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クヘキ事項中財産權ノ變動ヲ伴フモノハ其ノ認可前ニ文部大臣ノ承認ヲ受ケシムヘキモノトス右承認願進達ニ当リテハ地方長官ハ認可ノ見込意見ヲ具ス(ル)コトヲ要ス(二)

(参考)

小学校令施行規則

第七十六条 校舍ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小学校及私立小学校ノ校地ヲ選定シ又ハ変更セントスルトキハ市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ設立者ニ於テ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ

公立私立盲学校及聾哑学校規程

第十九条 位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更、建物ノ建設又ハ變更(加筆・朱線)八道府県立学校ニ在リテハ図面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ学校ニ在リテハ図面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可ヲナシタルトキハ図面ヲ具シ

文部大臣ニ開申スヘシ

中学校令施行規則

第三十四条 道府県立以外ノ中学校ニ在リテハ校地ノ増減、校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ハ図面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

高等女学校令施行規則

第三十七条 位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更、校舍、寄宿舎ノ建設又ハ變更ハ道府県立高等女学校ニ在リテハ図面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘク其ノ他ノ高等女学校ニ在リテハ図面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可シタルトキハ図面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘシ

私立学校令施行規則

第一条第二項 前項第一号乃至第三号(目的、名称、位置)及校地、校舍、寄宿舎ノ變更ハ監督官庁ニ開申(スヘ)シ第四号(学則)ノ變更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第八十七条 位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更ヲナシタルトキ若ハ校舍、寄宿舎及屋内体操場ヲ設ケ又ハ之ヲ變更シタルトキハ図面ヲ添ヘ文部大臣ニ届出ツヘシ

公立私立専門学校規程

第一条第三(三)(四)項 第一項第一号乃至第七号(目的、名称、位置、学則、生徒定員、敷地建物ノ図面及其ノ所有ノ區別、開校年月)及第二項ニ掲ケタル事項ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

高等学校規程

第三十六条第三項、第一項各号〔加筆・朱線〕位置及校地、校舎ノ図面及建

設ノ設計等〕ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

〔加筆〕大学規程

第一条第三項、第一項各号〔加筆・朱線〕位置及校〔舎〕〔抹消〕〔加筆〕校舎ノ図面

及建設ノ設計等〕ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

実業学校設置廃止規則

第二条 位置ノ変更ニアラザル敷地ノ変更、建物ノ建設又ハ変

更〔加筆・朱線〕更ハ道府県立実業学校ニ在リテハ図面ヲ具シ文部大臣ニ開申

シ其ノ他ノ実業学校ニ在リテハ図面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ

受クヘシ

青年学校規定

第五条 位置ノ変更ニアラザル校地ノ変更並ニ校舎其ノ他ノ建

物ノ建設又ハ変更〔加筆〕更ハ道府県立ノ学校ニ〔抹消〕〔加筆〕在リテハ図面ヲ

具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ学校ニ在リテハ図面ヲ具シ地

方長官ノ認可ヲ受クヘシ

〔抹消〕第一条二項

青年学校教員養成所規程

第七条 位置ノ変更ニアラザル校地ノ変更並ニ校舎其ノ他ノ

建物ノ建設又ハ変更〔加筆〕更ハ図面ヲ具シ文部大臣ニ開申スベシ

幼稚園令施行規則

第二十条 建物ノ建設又ハ変更〔加筆〕更ハ図面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ

受ケ位置ノ変更ニアラザル敷地ノ変更ハ図面ヲ具シ地方長官

ニ開申スヘシ

〔加筆〕参考〕

文部省告示第〔加筆〕三百九十〕号

文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五条
ノ基本財産左ノ通指定ス

昭和十一年十二月一日

文部大臣

一、定款又ハ寄附行為ヲ以テ基本財産タルコトヲ明示シタル財
産

二、寄附行為ニ基本財産ニ関スル規定ナキモノニ在リテハ最近
年度末現在ノ財産目録ニ掲ゲタル基本財産ニシテ昭和十一

年十二月一日現存スル財産

三、定款又ハ寄附行為ノ規定ニ基キ其ノ他一定ノ手續ヲ経テ基
本財産〔抹消〕〔加筆〕編入〕〔下為〕シタル財産

四、学校ヲ經營スル法人ニ在リテハ其ノ所有ニ係ル校地校舎

五、前各号ノ外文部大臣ニ於テ各法人ニ付特ニ指定シタル財産

〔注記1〕

〔例規類纂材料〕〔有原〕

〔注記2〕

〔急〕

〔注記3〕

〔記録掛 12・7・26 受領〕

〔注記4〕

(注記5)

「一四」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「私立小学校ノ場合」

(下札)

(中山)

⑩種別 つ三ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 例規類纂材料

各地方庁へ通牒 文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関

スル規程第五条ノ基本財産(抹消)指定ニ付同条ノ手(加筆・抹消)続ニヨ

リ(ノ処分)監督方ノ番号 發文一四九ノ結了年月日 昭一一

一一二二三ノ保存年限 ムキノ枚数 7

【自大13年至昭22年 法人総規】
【文部省⑩ 3A.32-7.2507】